

鋳物師町市有地随時売払募集要領

1 随時募集物件（本件）

物件 番号	所在地番 (敦賀市)	地目	地積 (㎡)	用途地域等	建ぺい率	最低売却価格
					容積率	
1 番	鋳物師町 1206 番 1	原野	402. 81	第 1 種中高層住居 専用地域	60%	20, 232, 100 円
	鋳物師町 1207 番 1	原野	743. 91	埋蔵文化財包蔵地	200%	
	(地積合計)		1, 146. 72	「松原遺跡」		

2 申込者の資格

個人又は法人で、次のいずれにも該当しない者とする。

2 名以上の共有名義での購入も可能とする。ただし、共有者のうち 1 名でも次のいずれかに該当する場合は、申込みをすることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後、2 年を経過していない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 敦賀市との契約の履行に当たり、故意に工事、製造、その他の役務を粗雑に行なった者又は物件の品質、数量に関して不正の行為をした者
 - イ 敦賀市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、公正な価格の成立を害した者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 敦賀市の行う競争入札の落札者が契約を締結することを妨げた者又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく、敦賀市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 地方自治法第 2 3 8 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する敦賀市の職員
- (4) 国税、市区町村税を滞納している者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）第 5 条の規定による観察処分を受けている若しくは過去に受けたことがある団体及びその役職員や構成員
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する者、その他反社会的団体及びそれらの構成員
- (7) (5)及び(6)に掲げる者から委託を受けた者

3 契約上の主な特約

本物件を使用するにあたり、契約上の主な特約を次のように定める。

- (1) 買受者は、本物件を次の用途で使用することはできない。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までに規定する者、その他反社会的団体及びそれらの構成員やそれらの者から委託を受けた者がその活動のために使用するなど、公序良俗に反する用途
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する用途
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分を受けている若しくは過去に受けたことがある団体及びその役職者、構成員又はそれらの者から委託を受けた者がその活動のために使用するなど、公序良俗に反する用途
 - エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条（昭和45年法律第137号）に定める廃棄物の処理の用途
 - オ 再資源物の保管・集積の用途
 - カ 物件の使用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途
 - キ その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途
- (2) 買受者は、本物件の所有権を第三者に移転する場合には、(1)の条件を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して(1)の条件を厳守させなければならない。
- (3) 買受者は、本物件について第三者に対し権利を設定する場合には、当該第三者に対して(1)の条件を厳守させなければならない。
- (4) 敦賀市は、(1)～(3)について、必要があると認めるときは、実地調査等を行うものとする。
- (5) 買受者は、(1)～(3)に違反したときは売却代金の100分の30に相当する額、(4)の実地調査等に協力しないときは売却代金の100分の10に相当する額を違約金として敦賀市に支払わなければならない。
- (6) 敦賀市は、買受者が(1)～(4)に違反したときは、本物件の買戻特約を実行することができる。ただし、買戻期間は、契約締結日から10年間とする。
- (7) 本物件は、現状有姿で引渡しを行うものとする。また、買受者は、民法、商法（明治32年3月9日法律第48号）等にかかわらず、引渡し後に本物件が種類、品質又は数量等に関して、物件調書の内容に適合しないことを理由として、履行の迫完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることはできない。

ただし、買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合は、買受者が本物件に適合しないことを知った時から1年間は、敦賀市に対して協議を申し出ることができるものとし、敦賀市はその協議に応じるものとする。
- (8) (1)から(6)までの規定は、買受者から所有権の移転を受けた者及び権利を設定された者に準用するものとする。

4 申込み

買受希望者は、市有財産買受申込書及び必要書類を提出しなければならない。申込書類は、原則返却しない。また、市有財産買受申込書を提出した後は、これを取り消すことができない。

(1) 申込方法

平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に、敦賀市役所2階総務部契約管理課の窓口提出書類を持参すること。若しくは、提出書類を郵送用封筒に入れて、簡易書留によって郵送すること。ファックス、電子メール及び電話での申込みは受け付けない。

先着順にて申込みの受付を行うため、申込みのあった日をもって新規申込受付を終了する。

持参又は郵送で同日中に2通以上の申込みが提出されたときは、くじ引きで買受者を決定するものとする。なお、郵送にて申込みの場合、敦賀市契約管理課に到着した日を受付日とする。

(2) 送付先

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市役所 総務部 契約管理課 「市有地買受申込」 宛

(3) 申込受付期限

令和8年1月30日（金）まで

(4) 提出書類

ア 個人の場合（各1部）

- (ア) 市有財産買受申込書（ウ）印鑑登録証明書の実印で押印すること）
- (イ) 住民票
住民票に個人番号（マイナンバー）や住民票コードの記載は不要です。
- (ウ) 印鑑登録証明書
- (エ) 滞納のない証明書（完納証明書）（敦賀市の市税を滞納していないことを証するもの又は本人の住民税を納税している市区町村で課税されている全ての税を滞納していないことを証するもの）
- (オ) 納税証明書（税務署発行の納税証明書（その3の2））
- (カ) 誓約書

イ 法人の場合（各1部）

- (ア) 市有財産買受申込書（ウ）印鑑証明書の実印で押印すること）
- (イ) 履歴事項全部証明書
- (ウ) 印鑑証明書
- (エ) 滞納のない証明書（完納証明書）（敦賀市の市税を滞納していないことを証するもの又は敦賀市の市税を課税されていない者は、法人の本店所在地の市区町村で課税されている全ての税を滞納していないことを証するもの）
- (オ) 納税証明書（税務署発行の納税証明書（その3の3））
- (カ) 誓約書

【共通事項】

※ 全て原本を提出すること。

※ 個人、法人とも(イ)～(カ)のそれぞれの書類は、(ア)市有財産買受申込書の提出

日を基準として1か月以内のものを提出すること。

※ 共有名義で申込む場合は、共有者全員の書類を提出すること。

ただし、誓約書は共有者となる者全員の記名押印により1枚の用紙で提出すること。また、共有者となる者（個人）が同一世帯の者である場合は、世帯の住民票を個人の住民票に代えて提出して構わない。

※ 個人で買受を希望する敦賀市民の方は、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から、個人のマイナンバーカードを利用して、住民票及び印鑑登録証明書の交付を受けることができる。市役所の開庁時間外でも利用でき、交付手数料も通常300円のところ150円でそれぞれ取得することができる。

5 契約保証金

- (1) 買受希望者は、契約の締結と同時に、敦賀市が指定する方法により契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、7の規定により契約を解除した場合は、違約金として敦賀市に帰属させることができる。

6 契約の締結及び売買代金の納入期限

- (1) 売払いの決定後、市有財産売払決定通知書を受けた日から5日以内（12月29日から1月3日及び土曜、日曜、祝日を除く。）に契約を締結しなければならない。
- (2) 買受希望者は、別添の土地売買契約書（提出する契約書2部のうち1部に買受希望者の負担により、収入印紙を貼り付けること）を敦賀市総務部契約管理課に提出すること。印紙税額の区分は、以下のとおり。

契約金額 (売買代金)	1千万円超～5千万円以下 (20,232,100円)
当該契約の印紙税額	1万円

- (3) 買受希望者は、前項の契約日から14日以内に、契約代金から契約保証金を引いた金額を敦賀市が発行する納入通知書により納付しなければならない。この場合において、5の規定により納付した契約保証金を契約代金の一部に充当する。
- (4) 買受希望者は、本物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。
- (5) 敦賀市は、買受希望者が契約締結前に2の各号に定める欠格事由に該当すると判明したとき又は本物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、それぞれの規定を準用し、買受希望者と契約を締結しない。
- (6) 買受希望者は、民法、商法及び本契約の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質又は数量等に関して、本契約の内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることはできないものとする。

ただし、買受希望者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合は、買受希望者が本物件に適合しないことを知った時から1年間は、敦賀市に対して協議を申し出ることができるものとし、敦賀市はその協議に応じるものとする。

7 契約の解除

買受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

- (1) 契約義務の未履行又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき
- (2) 契約の履行について、不正な行為があったとき
- (3) (1)及び(2)に定める場合を除くほか、買受者が契約に違反したとき

8 所有権の移転

- (1) 所有権の移転は、買受者が契約代金を完納したときに移転する。その後の所有権移転登記の申請手続き及び買戻権設定登記は、敦賀市が嘱託で行うものとする。
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税は買受者の負担とする。(登録免許税額相当の収入印紙を用意すること。)

登録免許税額	3 5 2, 0 0 0 円	2 0, 5 0 0 円×1, 1 4 5 m ² (登記) ×1. 5 %
--------	----------------	---

9 土地の譲渡等の禁止

買受者は、契約代金を完納（所有権が移転）してから所有権移転登記が完了するまでの間、本物件について次に掲げる行為はできないものとする。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

10 公租公課等

所有権移転後の公租公課等（例：不動産取得税、固定資産税等）は、買受者の負担とする。

11 留意事項

本物件に係る留意事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 上・下水道及び電気等に係る引込み費用、接続費用や設置費用などは、買受者の負担とする。(また、下水道の受益者負担金364,110円が、別途発生する。)
- (2) 申込みにあたり、現地を確認の上申込みすること。
- (3) 本物件は、工作物等を含め、現状有姿のまま引き渡すものとする。

12 問合せ

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 敦賀市役所総務部契約管理課
TEL 0770 - 22 - 8105 FAX 0770 - 22 - 8262 e-mail keiyaku@ton21.ne.jp

物件調書

物件番号 1 番

物件の状況 (土地2筆)	所 在	敦賀市鋳物師町		敦賀市鋳物師町
	地 番	1 2 0 6 番 1		1 2 0 7 番 1
	登記地目	原野		原野
	公簿面積	4 0 2 m ²		7 4 3 m ²
	実測面積	4 0 2. 8 1 m ²		7 4 3. 9 1 m ²
	実測面積合計	1, 1 4 6. 7 2 m ²		
最低売却価格	2 0, 2 3 2, 1 0 0 円			
接面道路の状況	東側：市道松島13号線（幅員3.5メートル） 舗装済み （幅員が4メートル未満のため、セットバックが必要）			
都市計画法等 の制限	都市計画区域	区域内（非線引き地域）	建ぺい率	6 0 / 1 0 0
	用途地域等	第1種中高層住居専用地域 建築基準法第22条区域	容積率	2 0 0 / 1 0 0
	一定規模以上の建築物（延床面積500㎡以上）の建築を伴う場合は、敦賀市土地利用調整条例の手続きを順守すること。開発事業を行う場合は、敦賀市中規模開発事業（区域面積1,000㎡以上）に該当するので、事前に敦賀市まちづくり推進課へ確認を要する。			
上水道及び下水道	上水道の引き込みは、敷地内に1か所整備されており、長期間使用されていないが、使用できる。 下水道は前面道路に本管が敷設されているが、敷地内への引込みはない。下水道を使用する場合は、公共下水道の使用にあたり受益者負担金（364,110円：公簿面積1㎡あたり318円）の納付が必要となる。この場合、汚水枡の設置については敦賀市の負担により設置をするが、自身の都合により設置する場合は自己負担となるため、事前に敦賀市下水道課へ確認すること。			
その他	本物件は、過去、敦賀病院の職員住宅として使用され、その後、シルバー人材センター及びNHK局舎として使用されてきたが、解体後は未使用の土地である。本物件の敷地内には、土地境界と異なる形状のコンクリートブロック塀、周囲にネットフェンス、樹木も数本植生しており、電柱も設置されている。 本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地「松原遺跡」に含まれるため、敦賀市文化・交流推進課に工事開始の60日前までに「埋蔵文化財発掘届出書」の提出が必要となる。			
位置図				

市有財産買受申込書

令和 年 月 日

敦 賀 市 長 様

申込人 住 所

氏 名

実印

電話番号

下記の市有地を買い受けたいので申込みます。

記

物件番号： 1 番

所 在： 敦賀市鋳物師町 1 2 0 6 番 1
敦賀市鋳物師町 1 2 0 7 番 1

地 積： 計 1, 1 4 6 . 7 2 m² (実測)

買受価格： _____ 円

※添付書類（誓約書以外の添付書類は、すべて申込書提出日を基準日として1か月以内のものとする。）

- 【個人】 住民票、印鑑登録証明書、滞納のない証明書（納税証明書）、誓約書
- 【法人】 履歴事項全部証明書、印鑑登録証明書、滞納のない証明書（納税証明書）、誓約書

市有財産買受申込書

令和 年 月 日

敦 賀 市 長 様

申込人 住 所

氏 名

実印

(持分 分の)

電話番号

共有者 住 所

氏 名

実印

(持分 分の)

下記の市有地を買い受けたいので申込みます。

記

物件番号： 1 番

所 在： 敦賀市鋳物師町 1 2 0 6 番 1
 敦賀市鋳物師町 1 2 0 7 番 1

地 積： 計 1, 1 4 6 . 7 2 m² (実測)

買受価格： _____ 円

※各共有者の持ち分の合計は、1 となるようにしてください。

※添付書類（誓約書以外の添付書類は、すべて申込書提出日を基準日として 1 か月以内のものとし、共有者全員の書類が必要）

- 【個人】 住民票、印鑑登録証明書、滞納のない証明書（納税証明書）、誓約書
- 【法人】 履歴事項全部証明書、印鑑登録証明書、滞納のない証明書（納税証明書）、誓約書

誓 約 書

令和 年 月 日

敦 賀 市 長 様

私は、次の事項を誓約します。

記

- 1 鋳物師町市有地随時売払募集要領の2. 申込者の資格に記載する各号のいずれにも該当しません。
- 2 本物件の買受申込みに際し、要領、売買契約書の内容を遵守し、法令上の規制を承知の上で申込みます。
- 3 本物件の活用にあたっては、法令上の規制及び売買契約書の内容を遵守します。

申込人 住 所

氏 名

【共有名義の場合】
共有者 住 所
氏 名

土地売買契約書(案)

売出人 敦賀市(以下「甲」という。)と 買受人 **【買受者の氏名(2人以上の場合は、全員の氏名)】**(以下「乙」という。)とは、次の条項により土地売買契約を締結する。

(売買土地)

第1条 甲は、下記記載の土地(以下「本件土地」という。)を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は甲から買い受ける。

本件土地の表示

所 在	地 番	地目	登記地積 (㎡)	実測地積 (㎡)
敦賀市鋳物師町	1 2 0 6 番 1	原野	4 0 2	4 0 2 . 8 1
敦賀市鋳物師町	1 2 0 7 番 1	原野	7 4 3	7 4 3 . 9 1
(合計)				1, 1 4 6 . 7 2

(売買代金)

第2条 売買代金は、金 **〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円**とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、本契約の締結と同時に、市が指定する方法により契約保証金として金 **〇, 〇〇〇, 〇〇〇円**(契約金額の100分の10以上の金額)を甲に納付しなければならない。

- 前項に定める契約保証金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。
- 第1項の契約保証金には、利息を付さない。
- 甲は、乙が第4条第1項に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を前条の売買代金の一部に充当することができる。
- 甲は、乙が第4条第1項に定める義務を履行せず、第17条により契約が解除されたときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

(代金の支払及び使用禁止)

- 第4条 乙は、本契約を締結した日から14日以内に、第2条に規定する売買代金の額から前条第1項に規定する契約保証金の額を除いた金額を、甲の発行する納入通知書により支払わなければならない。
- 乙は、前項に定める支払いを完了するまでは、本件土地を使用することができない。

(所有権の移転)

第5条 本件土地及びその所有権は、乙が第2条の売買代金の支払いを完了した時に、乙に移転する。

(本件土地の引渡し)

第6条 甲は、前条の規定により本件土地の所有権が乙に移転した時に、本件土地を乙に引き渡さなければならない。

(所有権の移転登記)

第7条 本件土地の所有権移転登記に関する手続きについて、甲は、第5条の規定により本件土地の所有権が乙に移転した時は、遅滞なく所有権の移転登記を福井地方法務局敦賀支局に対して嘱託する。

- 2 乙は、本件土地の所有権移転登記に要する登録免許税を負担する。
- 3 乙は、甲の指示する所有権の移転登記に必要な書類及び前項の登録免許税の金額分の収入印紙を、甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定による所有権の移転登記の手続きが完了したときは、速やかに登記識別情報を乙に通知し、乙はこれを受領しなければならない。

(危険負担)

第8条 乙は、本契約を締結した時から本件土地の引渡しの時までにおいて、本件土地が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合でも、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、本契約を締結した後において、本件土地に面積の不足その他本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して売買代金の減免請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合は、乙が本件土地に面積の不足その他本契約の内容に適合しないことを知った時から1年間は、甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲はその協議に応じるものとする。

- 2 前項ただし書きに規定する乙の請求権は、本件土地の引渡しから10年で時効により消滅する。

(権利の譲渡及び所有権以外の権利設定の制限)

第10条 乙は、第7条による所有権移転及び第14条による買戻特約の登記が完了するまでの間は、権利義務を第三者に譲渡することができない。

- 2 乙は、第7条による登記が完了するまでの間は、地上権、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定することができない。

(用途制限)

第11条 乙は、本件土地を次に掲げる各号の用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する用途

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者、その他反社会的団体及びそれらの構成員やそれらの者から委託を受けた者がその活動のために使用するなど、公序良俗に反する用途
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律147号）第5条の規定による観察処分を受けている若しくは過去に受けたことがある団体及びその役職者、構成員又はそれらの者から委託を受けた者がその活動のために使用するなど、公序良俗に反する用途
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を処理するための用途
 - (5) 再資源物の保管及び集積するための用途
 - (6) 本件土地の使用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途
 - (7) その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途
- 2 乙は、本件土地について第三者に所有権を移転する場合若しくは地上権及び賃借権その他の権利を設定する場合（抵当権を除く。）において、当該第三者が本件土地を使用収益する場合は、前項各号に定める義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。
- 3 前項の規定は、当該権利を譲渡されたその後の譲受人に対して準用する。

（実地調査等）

- 第12条 甲は、前条に規定する義務の履行状況を確認するため、随時実地調査をすることができ、乙、前条第2項に定める第三者又は前条第3項に定めるその後の譲受人（以下、「乙、第三者又はその後の譲受人」という。）に対して、所要の報告を求めることができる。この場合において、乙、第三者又はその後の譲受人は、甲の調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ってはならない。

（違約金）

- 第13条 乙、第三者又はその後の譲受人が、第11条第1項各号に定める義務に違反したときは、その違反をした者は、金 ○, ○○○, ○○○円（売買代金の3割の金額）を支払わなければならない。
- 2 乙、第三者又はその後の譲受人が、前条に定める義務に違反したときは、その違反をした者は、金 ○, ○○○, ○○○円（売買代金の1割の金額）を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 前2項に定める違約金は、損害賠償の一部又は予定と解釈しない。

（買戻特約及び特約の登記）

- 第14条 甲は、乙、第三者又はその後の譲受人が第11条及び第12条に違反したと認められる場合は、土地の所有権登記名義人に対して、本件土地の買戻特約を実行することができる。
- 2 前項に定める買戻しの期間は、本契約の締結日から10年間とする。
- 3 乙は、第2項の規定に基づく買戻特約の設定登記に同意するものとし、当該登記に必要な承諾書を甲に提出しなければならない。

(買戻権の行使)

第15条 甲が、前条に規定する買戻権を行使するときは、買戻権を行使するときの本件土地の所有権登記名義人に対して、次の各号によるものとする。

- (1) 買戻代金は、本件土地の売買代金より、第13条に定める違約金を差し引いた額とする。ただし、当該買戻代金に利息を付さない。
- (2) 買戻権を行使するときの本件土地の所有権登記名義人は、本契約締結のために支出した費用、本件土地に投じた必要費、有益費等の費用並びに本件土地に係る公租公課を甲に請求することができない。
- (3) 買戻権の行使により、甲に損害があるときは、甲は本件土地の所有権登記名義人に対しその賠償を請求することができる。
- (4) 買戻権の行使により、本件土地の所有権登記名義人に損害があるときは、本件土地の所有権登記名義人は甲に対しその賠償を請求することができない。

(転売時等の説明義務)

第16条 乙は、本件土地について第三者に所有権を売却する場合又は地上権及び賃借権その他権利を設定する場合（抵当権を除く。）において、第11条の用途制限及び第12条の実地調査等について、乙が売却前又は権利の設定前に第三者に明示しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の義務に違反した場合における本件土地の損害賠償責任を一切負わないものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本契約に定める条項に違反した場合は、本契約を解除することができる。

(損害賠償請求)

第18条 前条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は乙に対しその賠償を請求することができる。

(原状回復義務)

第19条 甲が第17条の規定により本契約を解除した場合は、乙は、甲の指示する期日までに、乙の負担において本件土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が本件土地を原状に回復させることが適当でないと認める場合は、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、本件土地が滅失又は損傷している場合は、その損害賠償として、契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(返還金)

第20条 甲が、第17条の規定により本契約を解除した場合は、甲乙両者は、互いに有する金銭債権を対当額について相殺し、差額があるときに限りその差額について返還又は請求することができる。ただし、契約保証金を売買代金の一部に充当せず、契約保証金とは別に売買代金の全額が入金されている場合を

除き、契約保証金に相当する額は返還しない。

2 甲は、前項により乙に対する返還金がある場合は、これに利息を付さない。

(費用等の請求権の放棄)

第21条 乙は、甲が第17条の規定により本契約を解除した場合において、乙が本契約締結のために支出した費用、本件土地に投じた必要費、有益費、工事費等の費用、並びに本件土地に係る公租公課は、甲に請求することができない。

(費用負担)

第22条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第23条 乙は、本件土地の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものである事を確認し、本件土地を使用、収益及び処分する場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

(信義誠実の義務及び疑義の決定)

第24条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上決定する。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 敦賀市中央町2丁目1番1号

氏名 敦賀市

敦賀市長

印

乙 住所

氏名

印